

神奈川県知的障害施設団体連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この連合会は、神奈川県知的障害施設団体連合会という。

(事務所)

第2条 この連合会は、事務所を横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター5階に置く。

(目的)

第3条 この連合会は、知的障害福祉関係機関・団体、地域社会等との連携により、知的障害福祉の発展と向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この連合会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日本福祉協会及び関東地区福祉協会に関する業務
- (2) 共同して行う情報収集・情報伝達及び情報交換
- (3) 会員から提案のあった研究、調査、研修
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 構成団体

(構成団体)

第5条 この連合会は、次の団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- (1) 神奈川県知的障害福祉協会
- (2) 横浜知的障害関連施設協議会
- (3) 特定非営利活動法人 川崎市障害福祉施設事業協会
- (4) 相模原市知的障害福祉協会

2 構成団体は、相互に連携・協力して、連合会の運営に努めなければならない。

(負担金)

第6条 構成団体は、別に定めるところにより、負担金を納入しなければならない。

第3章 資産、会計等

(資産の構成)

第7条 この連合会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産
- (2) 負担金収入
- (3) 補助金・助成金
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第8条 この連合会の経費は、前条各号に定める資産をもって支弁する。

(会計年度)

第9条 この連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第10条 この連合会の事業計画及び予算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この連合会の事業報告及び決算は、毎会計年度ごとに会長が事業報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

第4章 役員及び事務局

(役員の種類及び選任)

第12条 この連合会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 事務局長（総務委員長）
- (4) 理事（会長及び副会長並びに事務局長を含む。）16人
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は構成団体が推薦した者をもってあてる。

3 会長は、四縣市協会会長の互選により選任する。

4 副会長及び他の役職は、会長が指名する。

5 会長・副会長及び各構成団体が推薦する理事並びに監事の数等は、別に定める。

(兼務の禁止)

第13条 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、この連合会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この連合会の会務の執行を決定する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 会計の状況及び業務執行の状況を監査すること。

(2) 会計の状況及び業務執行の状況について理事会に意見を述べること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(事務局)

第16条 この連合会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には事務職員を置く。

第5章 理事会

(理事会構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会権能)

第18条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、この理事会の運営に関する重要事項を審議する。

(理事会招集及び議長)

第19条 理事会は、会長が招集し、議長となる。

(理事会定足数及び議決)

第20条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会の議決は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の場合における前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
(理事会の議事録)

第21条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 委員会

(総務委員会)

第22条 この連合会の円滑な運営、事業の適切な推進等を図るため、総務委員会を置く。

委員は理事の中から次のとおり選任する。

- ・委員長 1人
- ・委員 5人

2 委員長は、理事会等に関する連絡調整、情報提供等を行うとともに、必要に応じて委員会を開催する。

(委員会等)

第23条 連合会の運営の為に必要があると認めるときは、会長は理事会の議決を経て別に委員会等を置くことができる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第24条 この会則は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第25条 この連合会は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得たときは解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経て処分する。

第8章 雑則

(委任)

第26条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

附 則

1 この連合会の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。ただし、この連合会の設立後遅滞なく、この会則に基づき、選任を行うものとする。

附 則

この会則は、平成10年4月1日（設立の日）から施行する。

この会則は、平成14年4月1日（改正の日）から施行する。

この会則は、平成15年4月1日（改正の日）から施行する。

この会則は、平成18年4月1日（改正の日）から施行する。

この会則は、平成20年4月16日（改正の日）から施行する。

この会則は、平成22年4月21日（改正の日）から施行する。

この会則は、平成25年5月14日（改正の日）から施行する。

この会則は、平成30年4月6日（改正の日）から施行する。

この会則は、平成30年5月18日（改正の日）から施行する。

この会則は、令和3年6月25日（改正の日）から施行する。

神奈川県知的障害施設団体連合会会則施行細則

(用語の定義)

第1条 この施行細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会則 神奈川県知的障害施設団体連合会会則をいう。
- (2) 構成団体 会則第5条第1項各号に規定する団体をいう。
- (3) 施設等 構成団体の会員である知的障害福祉関係施設等で別表1に掲げるものをいう。
- (4) 施設長等 施設の施設長、法人の役員等をいう。

(負担金)

第2条 会則第6条の規定による負担金は、施設の数、入所通所の別、利用者の定員等に基づき、毎会計年度の予算において定める。

2 構成団体は、会則第10条の規定により成立した予算の定めるところにより、速やかに負担金を納入しなければならない。

(理事及び監事の推薦数等)

第3条 会則第12条第3項の規定により各構成団体が推薦する理事及び監事の数等は、次の表のとおりとする。

区 分		神奈川県 知的障害 福祉協会	横浜知的障害 関連施設 協議会	特定非営利活動法人 川崎市障害者福 祉施設事業協会	相模原市 知的障害 福祉協会	計
理 事 会	会長	1				1
	副会長	3				3
	施設長等	5	3	2	2	12
監 事		2				2

2 前項の規定による会長、副会長、理事ならびに監事は各構成団体から選任された施設長等により構成する。

附 則

この施行細則は、平成10年4月1日（設立の日）から施行する。

附 則

この施行細則は、平成11年5月7日から施行し、改正後の第1条第1号イの規定は平成11年4月1日から、第7条第3項の規定は平成10年4月1日から適用する。

附 則

この施行細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成14年4月1日（改正の日）から施行する。

附 則

この施行細則は、平成15年4月1日（改正の日）から施行する。

附 則

この施行細則は、平成18年4月1日（改正の日）から施行する。

附 則

この施行細則は、平成20年4月16日（改正の日）から施行する。

附 則

この施行細則は、平成22年4月21日（改正の日）から施行する。

附 則

この施行細則は、平成30年4月6日（改正の日）から施行する。